

人権のいろ いっぱい いまKARA 33KARA わたしKARA

No. 9 自分と人権

本当に大切なこと ながっていくために

令和2年3月 福岡県教育委員会

福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課 福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3918

092-643-3919

■「インターネットと人権」KARA ………P2 ロ「学校教育における学び」 KARA …… P6 ロ「社会教育における学び」 KARA …… P8

口「第3回福岡県人権教育研修会」KARA ··· P11

■「おすすめDVD」 KARA ……… P16



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。 www.bunka.go.jp/ jiyuriyo ※音声コードがついています。 スクリーンリーダーソフト でも読み上げ可能です。





インターネットの問題? それとも…?



近年、インターネットは、私たちにとってますます身近で便利なものになっています。インターネットに接続できる環境があれば、私たちは時間と場所を問わず、世界規模で情報の検索や送受信を行うことができます。「超スマート社会」とも言われるSociety5.0^{*1}において、インターネットは社会を成立させるために必要不可欠な要素であると言えます。

しかしながら、インターネットには、未だに十分な対策がなされていない点があります。

【 十分な対策がなされていない点の例】

- ① 信憑性…根拠や正確さを示さずに情報を発信することができる。
 - →全ての情報が信用・信頼できるものであるとは限らない。
- ② 拡散性…複数の対象に向けて容易に情報を発信することができる。
 - ➡①について問題がある場合に影響が大きい。
- ③ 匿名性…発信元を意図的に隠して情報を発信することができる。
 - ➡①②について問題がある場合に責任を問うことが難しい。



現在、インターネット上には、人を傷つけたり偏見や差別を助長したりするような情報が数多く放置され、不特定多数の人たちに閲覧されています。私たちの社会に必要不可欠であるインターネットが、人権を侵害するための道具として用いられている実態があります。

この問題に関して、法務省のホームページには、次のような説明が掲載されています。

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを 悪用した行為が増えており、他人への中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシー に関する情報の無断掲示、差別的な書込み、インターネット上でのいじめなど、人権やプライバ シーの侵害につながる情報が流れています。特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(い わゆるヘイトスピーチ)や、部落差別等の同和問題に関して差別を助長するような内容の書込みが されることもあります。

www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html

法務省ホームページ「インターネットを悪用した人権侵害をなくしましょう」から抜粋

本号を通して、この問題の「根」がどこにあるのかを考えてみましょう。

インターネットがなくなれば、差別もなくなるのかなぁ?



※1「Society5.0」…第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)で提唱された社会の姿。あらゆる産業や社会生活の中に人工知能(AI)、ビッグデータ、Internet of Things(IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化して取り入れられることで、私たちの生活は劇的に便利で快適なものになると同時に、これまで経験したことのない急激な変化を迎える。

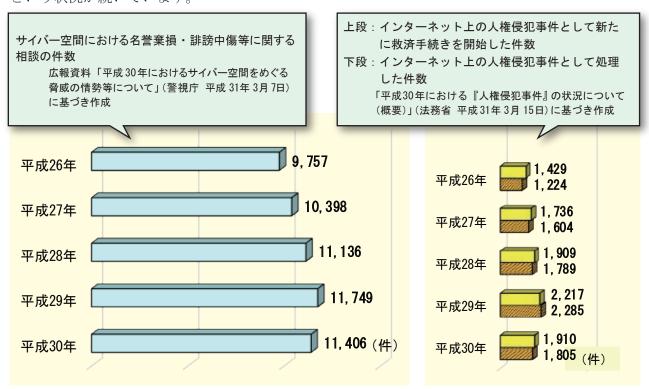


インターネット上の人権侵害の現状



1 データから

次のグラフは、インターネット上の人権侵犯に関する調査結果の一部です。名誉棄損・誹謗中傷等に関する相談件数が1万件を超える一方、人権侵犯事件として救済に至ったのは2千件前後、という状況が続いています。



2 事例から

次の事例はいずれも、法務省のホームページで公開されているものです。

全国的に報道された刑事事件に関連して、当該事件とは無関係の被害者が当該事件の被疑者の関係者であるとする虚偽の情報とともに、被害者の氏名や画像がインターネット上のブログ、SNS、動画投稿サイトに掲載され、個人の名誉・信用等を毀損し、又はプライバシーが侵害されている。

→ 法務局で調査した結果、当該書き込みは被害者のプライバシーを侵害し、又は名誉・信用等を毀損するものと認められたため、法務局から当該サイト管理者等に対し削除要請を行ったところ、すべての画像及び書き込みが削除されるに至った。

元交際相手の男性によって、インターネット上のアダルトサイトに氏名や住所といった情報のほか、交際中に撮影した性的な画像が投稿され、自らサイト運営会社に対し削除を依頼したが応じてもらえなかった。

→ 法務局で調査した結果、当該情報及び画像は被害者の名誉を毀損し、被害者のプライバシーを侵害するものと認められたため、法務局から当該サイト運営会社に対して削除 要請を行ったところ、当該情報及び画像は削除されるに至った。

> http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_chousa.html 法務省ホームページ「人権侵害を受けた方へ」から抜粋



問題の背景にあるもの

深刻な人権侵害の問題が指摘されながらも、インターネット上の偏見や差別はなかなか解消されません。このことについては、2ページで挙げた「十分な対策がなされていない点」と合わせて、次ののような要因も考えられます。

…なんだってさ!

「① 信憑性」の問題と合わせて



インターネットの検索システムにおいて、検索結果の上位に表示される情報は、閲覧数 (インターネット利用者全体が過去に見た回数)の他に、検索履歴との関連性 (インターネット利用者個人が過去に見た情報との共通点)によっても決まります。

やっぱりね!

人権についての誤った知識や差別的な考えに基づく情報であっても、「上位に表示されているから」という理由でそれらを鵜呑みにし、さらに発信・拡散することがあります。

また、自分の考えに近い情報が自動的に集まるため、人権についての誤った知識や差別的な考えをもっている利用者は、それと同様の情報を見る機会がますます増えていきます。 インターネットのコミュニティにおいても、**エコーチェンバー現象**^{※2}は起こりえます。

「② 拡散性」の問題と合わせて

注目されるなら なんでもOK!

世界規模で情報を発信できることから、インターネットは広告媒体としても重要視されています。大規模なサイトから個人のブログ・動画まで広告が付き、閲覧数等に応じて広告収入を得られるシステムが確立されています。

それらの運営者・投稿者の中には、他者の個人情報やプライバシーに関する情報で利用者の興味をそそることや、差別的・攻撃的な情報で共感を得たり対立を煽ったりすることで、閲覧数を増やそうとする人もいます。また、広告収入の有無にかかわらず、自らの承認欲求を満たすために同様の方法をとる人もいます。

そのような情報に、企業・団体・個人等の広告主が意図的に広告を付ける場合もあれば、 プログラム等で自動的に付いてしまう場合もあります。

誰にも バレないもんね!

「③ 匿名性」の問題と合わせて



インターネット上のサービスの中には、**アカウントやハンドルネーム**^{※3}等を設定する際に、本名や証明写真等を必要としないものもあります。

アカウント ハンドルネーム

自分を隠せるからこそ表現できることはありますが、その内容によっては、偏見や差別を助長することもありえます。また、複数のアカウントを使い分けて、自分を特定されにくくしたり、複数の人が同調しているかのように見せたりすることで、人権についての誤った知識や差別的な考えを広めようとする人もいます。

表現の自由は保障されるべきですが、だからと言って、他者の人権を侵害してよいことにはなりません。



- **※2「エコーチェンバー現象」**…閉鎖的な場で、同じ考えをもつ人々のみとコミュニケーションを繰り返すと、「自分の考えは正しい」という意識が強くなり、他の考えを認めなくなること。
- **※3「アカウント」**…インターネット上のサービスを利用するための名義。 「ハンドルネーム」…サービスを利用する際のニックネーム。

【資料】個別の人権課題に関する法律・条例 とインターネット



1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案に対する附帯 決議と、法務省が平成28年度末から地方公共団体に提供し、現在は一般に公表している「本邦外出 身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報(その 1)及び(その2)には、インターネットについての記述があります。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案に対する附帯決議(衆議院法務委員会) 国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

三 <u>インターネット</u>を通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案に対する附帯決議(参議院法務委員会) 国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

三 <u>インターネット</u>を通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報(その1)

- (2) ヘイトスピーチについては、我が国の法律上の概念ではなく、確たる定義が見当たらないものであるが、「近年、我が国において、特定の民族や国籍など本人の意思では変更困難な属性を理由としてその属性に該当する者を地域社会ひいては日本社会から排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを伴う街頭宣伝活動が全国各地で公然と行われるとともに、その様子が関連する団体のインターネット上のウェブサイト等で宣伝される事態が生じている。」(注1)ともされており、我が国における様々な人権課題の中でも、比較的新しい事象と言うことができる。
 - (注1) 魚住裕一郎・西田昌司・矢倉克夫・三宅伸吾・有田芳生・仁比聡平・谷亮子監修 「ヘイトスピーチ解消法 成立の経緯と基本的な考え方」 2頁参照

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報(その2)

- (6) なお、本条にいう「不当な差別的言動」は、デモ等における発言といった一定の表現態様に限定するものではなく、例えば、プラカードに書かれた文字、<u>インターネット</u>上の書込みなどを含むと解される。
- 2 **部落差別の解消の推進に関する法律**及び**福岡県部落差別の解消の推進に関する条例**では、目的を 示す第一条にインターネット関連の記述があります。

部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、<u>情報化の進展</u>に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、…

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、現在もなお差別落書きや差別につながる土地の調査などの部落差別が存在すること及びインターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、…





人権教育教材 『かがやき』『あおぞら』『あおぞら2』

本県では人権尊重精神の育成を図ることを主要課題とし、同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する児童生徒の認識を確かなものにするために、同和教育副読本「かがやき」を活用した人権教育に取り組んできました。

その後、インターネット上の掲示板への書き込みによる人権侵害など、新たな問題に対応できる力を育成する必要が出てきたため、『かがやき』の内容を補完するものとして、写真・動画・音声を含むDVD版の人権教育学習教材集「あおぞら」を作成し、児童生徒の実態に即した指導内容・方法等の改善・充実に取り組んできました。

さらに、性的少数者の人権、SNSを使った人権侵害等、近年顕在化している課題も含めて個別的な人権課題に関する知的理解を深め、豊かな人権感覚を育成するために、人権教育学習教材集「あおぞら2」を作成し、人権教育のさらなる推進を図っています。

これらの人権教育教材の中から、小・中・高等学校の各段階において「個別の人権課題」と「インターネットと人権」に関する学習を関連させた活用例を紹介します。

個別の人権課題に関する学習

障がいのある人の人権 「あしあと」(『あおぞら』)

自分の周りにいるいろいろな人を想像しながら、共に生きていこうとする心情を育てます。



インターネットと人権に関する学習

悪口・こそこそ話・落書き について考える学習

中・高学年での取り組みを見通し、「悪口・こそこそ話・落書き等は相手をどんな気持ちにするか」「褒めたり、認めたり、感謝したりする言葉やメッセージは相手をどんな気持ちにするか」について考える機会を設けます。

外国人の人権 「世界の料理!いろいろ」(『あおぞら2』)

様々な国の料理を 調べる活動を通して 文化のちがいや共通 点への理解を促しま す



流言・デマ について考える学習

インターネット上には、誤った情報や偏見・ 差別を助長する情報が、意図的に掲載されて いることがあります。様々な人や文化との豊 かな出会いの機会を設けることで、そのよう な情報を見分けようとする意欲を高めます。

同和問題

「お茶くみ当番」(『かがやき』) 「田中松月と全国水平社」(『あおぞら2』)

田中松月の受けた差別の問 題点や、田中松月の思いを考

できる。 意

える活動を通して一人 ひとりの人権が大切に される社会づくりへの 意識を高めます。



差別落書き・差別書き込み について考える学習

現実の社会においても、インターネット上においても、無断で他者の出自を暴き、誹謗中傷する差別落書き・差別書き込みが数多く見られます。それらが具体的な被害につながっていることを知り、「自分の人権と他者の人権を同時に守るために必要なこと」を考える機会を設けます。

高学年

小

学

校低

学

年

中

学

年





「すれちがう思い SNSについて考える!」(『あおぞら2』)







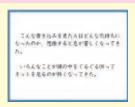


SNSの適切な使い方を考えるケーススタディを通して、他者の痛みや感情を共感的に受容する想像力や感受性を育み、自他の人権を守るための実践行動に結びつけます。

「あなたはどう判断しますか」(『あおぞら2』)









インターネットによる人権侵害の例を見ながら、その問題点や原因、自分との関わりを具体的に考えます。デマが広がるメカニズムや、デマそのものの問題点についても考えることができます。

実践を支える取り組みと「隠れたカリキュラム」

「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものです。学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものです。

教職員の学び

インターネットが児童生徒にとって身近なコミュニケーション・ツールとなった現在、インターネットと人権に関する学習については、指導内容・方法等の一層の工夫・改善が求められています。

人権教育に関する指導力の基盤となるのは指導者自身の学びです。差別の「実態」と「現実」に学び続け、日常の生活や教育活動の中で自分自身の人権意識を常に問い直すことが重要です。

また、こうした学びに取り組む教職員の姿勢は、「隠れたカリキュラム」となって児童生徒に伝わり、人権教育をより豊かで実効性のあるものにしていきます。

言葉を大切にする教育

言葉は、児童生徒の日常の生活や学習活動を 支える重要な役割を果たしています。言語能力 は、言葉の働きに関する理解、情報を精査し構 造化する力、言葉を通じて伝え合う力、感情を コントロールしたり、自他を尊重したりしようと する態度等の資質・能力から成り立っています。

新学習指導要領においても、言語能力は情報 活用能力とともに「学習の基盤となる資質・能力」とされています。

また、言葉は、人権が尊重される「人間関係づくり」「環境づくり」にも大きく関わるものです。特に、教職員の言葉は児童生徒に与える影響が大きく、「隠れたカリキュ

ラム」の一部としても、常に意識 しておく必要があります。





視聴覚教材「インターネットと人権 加害者にも 被害者にもならないために」

近年、インターネットを悪用した子どもたちのいじめや、子どもたちをターゲットとした犯罪が、 深刻な社会問題となっています。子どもたちが自分でインターネットを利用できるようになると、被 害者になるだけでなく、加害者になる危険性も高まります。

そこで、インターネットを利用する上での危険性や安全な利用法・対策について、分かりやすくまとめている視聴覚教材と、それを活用した学習プログラムを紹介します。

I 活用教材

「インターネットと人権 加害者にも 被害者にもならないために」【30分】 〈貸出番号:D2874〉

この視聴覚教材には、次の2つのドラマが収録されています。

・ドラマ1 下着姿の画像を送信してしまった事例

高校生の麻里絵の家に、同級生の美由と香奈が宿泊しに来る。 気分が高揚した3人は、スマートフォンを使って写真を撮影する。

香奈にはSNSで知り合った「愛ちゃん」というインターネット上の友人がいる。香奈は「愛ちゃん」の要求に応じ、自画撮りした下着姿の写真を送信する。その「愛ちゃん」とは、実は女子高生を装った30歳代の男だった。男は香奈を脅迫し、自分と会うように要求する。香奈は拒否するが、そのことに憤慨した男によって、写真をインターネット上に公開されてしまう。



・ドラマ2 無断で個人情報をインターネット上に公開してしまった事例

麻里絵は、美由のブログに、宿泊したときの写真が無断で掲載されているのを見つける。 麻里絵は美由に抗議するが、美由は取り合おうとしない。ある日、麻里絵に見知らぬ男から メールが届く。男は、インターネット上の写真から麻里絵の学校や塾を割り出してつきまと い、自宅前で待ち伏せるようになる。それを知った同級生たちは原因をつくった美由を無視 するようになる。しかし、麻里絵の写真やメールアドレスがインターネット上に掲載された のは、同級生の俊太による軽率な書き込みが発端だった。

福岡県KARA

【視聴覚教材の貸し出しについて】

- I 貸出手続… 事前に人権・同和教育課啓発班にご連絡ください。担当者 が予約状況等を確認します。その後、認め印を持って当課に お越しいただき、申請書に必要事項をご記入ください。
 - なお、県の出先機関、県立学校、県内市町村教育委員会等 については、使送便での受け渡しも可能です。
- 2 貸出期間… 原則として7日以内です。ただし、必要と認められる場合 は延長することもできますので、ご相談ください。



Ⅱ 学習プログラム例

1 対象者とねらい

対象者	教職員・保護者・地域住民・中学生・高校生 (PTA研修会・人権教室 等)	
ねらい	・インターネットを悪用した人権侵害について理解する。・インターネットによる人権侵害の加害者や被害者にならないために大切なことや 自分にできることを考える。	

2 学習の流れ【合計90分】

(1) 導入(ウォーミングアップ・自己紹介など)【計10分】

インターネットは○○のような便利なことがありますが、●●のような怖い体験をしたことや聞いたことがあります。



- ※ 事前に参加者をグループに分けておく。
- (2)展開【計70分】
 - ア DVDを視聴する。(30分)
 - ※ インターネットの使い方によっては、自分の身近に危険があるということ を意識しながら視聴するように伝える。
 - イ DVDを視聴した感想や個人の考えをワークシート等に書いて考えをまとめる。 (10分)



例として、以下の項目でワークシートの記入欄を作成する。

- DVDを視聴した感想
- インターネット上のトラブルから身を守るために大切なことは、どのようなことでしょう。
- ・インターネットを気持ちよく、安心・安全に利用するために自分にできることは、どのようなことでしょう。



- ウ イでまとめた考えをもとに、インターネット上のトラブルやその防止のために 大切なこと等をグループで話し合う。(20分)
 - ※ グループで話し合った内容を全体に向けて発表する場があることを事前に 伝えておく。
- エ 各グループで話し合ったことを共有する。(10分)



予想されるグループ協議の内容

インターネット上のトラブルから身を守るために大切なこと

- ・情報を安易に鵜呑みにしない。
- ・性的な画像や動画については、信頼できる友人や恋人でも送信しない。
- ・被害に遭ったときは、必ず大人や専門の相談機関に相談する。

インターネットを安全・安心に利用するために自分にできること

- ・画像に写り込んでいるものや、画像データに含まれる位置情報から場所が特定され、 トラブルにつながることがある。データの取り扱いに十分に注意する。
- ・記事や画像を投稿したり、コメントを書き込んだりする前に、それが誰かを 傷つけないか、しっかり考える。



(3)振り返り・まとめ【計10分】

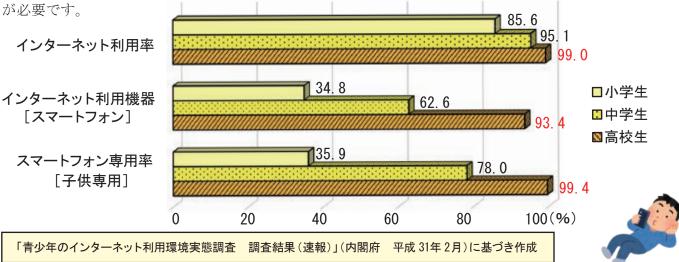


今後に向けて



小学校では令和 2 年度、中学校では令和 3 年度から新学習指導要領が全面実施され、高等学校においても令和 4 年度から学年進行で実施されます。小・中・高等学校共通のポイントとして、①情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、②学校の ICT (Information and Communication Technology /情報通信技術)環境整備とICTを活用した学習活動の充実に配慮する、という 2 点が掲げられています。学校教育においては、インターネットを活用する機会がますます増加していくことを踏まえ、これまで以上にインターネットと人権のつながりを意識した学習指導に取り組む必要があります。

次のグラフは、小・中・高等学校の児童生徒のインターネット利用環境を示したものです。徐々に自分専用のスマートフォンでインターネットを利用する傾向にあることが分かります。インターネットと人権のつながりについては、学校だけでなく家庭や地域社会においても考える機会を設けること



以上のことから、次の3点をポイントにして、インターネットと人権についての学びの場をつくる 必要があります。

- ① 法律・条例と合わせて、インターネット上の偏見や差別が実社会での人権侵害(具体的な被害)につながっていることを理解する。
- ② 他者の存在を意識する想像力の育成と合わせて、インターネット上の偏見や差別を「見抜く カ」「自分から発信・拡散しないカ」を高め合う生活集団をつくる。
- ③ 教職員・保護者・地域住民も、フィルタリング・モニタリング・スクレイピング^{※4}等に関する理解を深め、偏見や差別を放置しない姿勢を子どもたちに示す。
- **※4「フィルタリング」**…インターネット上の情報を選別すること。 「モニタリング」…インターネット上の情報を監視すること。 「スクレイピング」…インターネット上の情報を抽出し、分析可能なデータに変換すること。



インターネットを使用する 「私たち一人ひとり」の問題なんだね!



令和元年度第3回福岡県人権教育研修会 全体会 誌上再録



深刻化するインターネット上の人権侵害を解消するために、私たちはどうすればよいのでしょうか。令和元年度第3回福岡県人権教育研修会の全体会では、インターネットと人権に関する講演や活動等を幅広く行っている松村元樹さんからお話をいただきました。

※御本人の承諾を得て、講演内容を要約しています。

ネットに現れる人権問題 解決のために、マジョリティのさらなる力添えをめざして (公財) 反差別・人権研究所みえ 常務理事兼事務局長 松村 元樹





1

インターネットの特性について

現在、国内のインターネット(以下「ネット」という。)の利用者数は、総務省の統計では1億人を超えています。国内でもネットの発展とともに、ネットの特性を利用した差別が拡散されるようになりました。

ネットの特性とは何かについてプラス面と マイナス面をご紹介します。

まず、「時間的・地理的な制約がない」という特性です。いわゆる圏外でない限りは、情報を集めたり探したり発信したりということができるということです。ネット上では、様々な立場の人が出会い、フラットな人間関係で意見交換や情報発信をすることができます。

例えば、私は、検索サイトを使って「差別」、「人権」、「障害」、「多様性」などの人権に関わるワードを用いて検索したり、表示されたニュースなどをSNSでシェアをしたりしています。

SNS上で友人たちに差別や人権問題に関

わる情報を届けることができ、啓発効果が期待されます。

こうしたネットの特性を生かして、差別の 撤廃に寄与できるプラス面もあります。

時間や場所の制約なしに、人権に関する情報をSNSでシェアできるというのは以前にはなかったことであり、今後さらに個人や組織が活用すれば、従来以上に多くの人が人権について関心を高める機会をもつことができると考えています。

逆にマイナス面は、「悪意」があれば従来 以上に低いハードルで、誹謗中傷やデマ、差 別的な情報も、時間や場所を問わずに発信で きることです。そして、事実かどうかの確認 がされないまま、匿名の人々によって拡散さ れる状況が繰り返されています。いったん拡 散してしまったものを削除するのは、ネット の性質上、極めて困難です。

次に「これまで以上に人と人とをつなげる」 ことです。プラス面では、反差別と反差別を

これまで以上につなげることができ、大きなネットワークをつくることができます。一方、偏





見や差別煽動の意思をもった 加差別と加差別の人たちをつ なげる力にもなります。

ある集団が、在日コリアン

の人たちが多く暮らす場所で、極めて悪質な デモを繰り返していました。彼らはネットを 介して「在日コリアンは特別な権利(在日特 権)を享受している。日本人は搾取されてい る被害者である」といった情報を広げました。 そうした内容を信じた人たちがネット上でつ ながり、集団となってデモを繰り広げていま す。

また、「電子空間は現実社会より自己表現しやすい」という特性もあります。プラス面では、実社会では面と向かって表現しにくいことも、ネット上では反差別の意思をさまざまな場に発信することができます。

一方、実社会にも様々な差別事件が起きています。その一つが公共施設等への「差別落書き」です。落書きは、その行為に至るまでに時間帯や場所などクリアしなければならないハードルがあります。

しかし、ネットはプライベートな空間なので、誰かに見られることもなく、差別を実行することができます。反差別の表現ができるプラス面と、差別表現がしやすいというマイナス面があります。

2

ネット上の人権侵害の問題点や課題

ネット上では、差別発言、差別落書き等が、 一日も欠かすことなく毎日、分単位、下手す れば秒単位で発生し続けている非常に深刻な 状況にあります。

社会的に大きく取り上げられる事件報道や



災害等が発生したときには、 この日々起こり続けている差 別事件がとりわけ増える状況 もでてきています。

今、注視しているサイトで、差別的な投稿 がよく見受けられますが、従来以上に深刻な 差別が起きています。

さらに、差別的な言説への対抗言論は不十分なままです。これは明らかに差別発言だというように判断され、対策を講じられるような問題がネット上では事件化されず、未然防止も含めて、困難な状態が長年続いています。

他にも深刻なのが、差別的な投稿が何年もネット上に残っているということです。差別発言や差別落書きであれば、何年も放置されるということはまずありえませんが、対策も講じられぬまま、ネット上に残り続けています。また、部落差別を解決しようという肯定的な投稿より、他のマイノリティの問題と一緒に絡めて否定的な評価をしたり、侮蔑的に用いたりする投稿が非常に多いということも明らかになってきました。これに、どう対応していくのかが喫緊の課題となっています。

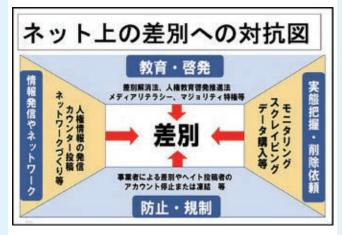
こうしたネット上の人権侵害の問題点や課題について整理します。

- ○従来の比ではない差別事件がネット上で横 行しているが、現状では対策を講じたり未 然防止に取り組んだりすることが、困難で なかなか対処できない。
- ○従来の事件と比較して、情報の拡散力や 人々に与える影響力が圧倒的に大きい。
- ○現実社会で起きた差別発言や差別落書きで あれば、確実に行政や教育関係者が事件化 する内容が、ネット問題では事件化されな い。
- ○人権教育に関する取り組みが弱く、人権に 関する条例や人権教育基本指針等を制定し ていない自治体や教育機関が存在している。
- ○反差別への自覚や、差別的な投稿への対抗 言論の定着が不十分であり、結果、差別問 題の解決の責任をマイノリティに強いてい る。

3

ネット上の差別への対抗について

問題点や課題を解決するにあたっては、下 図の「実態把握・削除依頼」「防止・規制」 「情報発信やネットワーク」「教育・啓発」 等の取り組みが非常に重要です。



「実態把握・削除要請」では、ネット上の 差別を発見し、通報を通じて削除していくと いうのは事後対応です。しかし、そのまま放 置されることの悪影響を思えば、いち早く発 見し、閲覧・拡散を防止する取り組みは重要 です。個人でも取り組めるモニタリングの拡 充が求められます。

「防止・規制」では、サービス提供者が差 別やヘイトスピーチ※5を繰り返し行うユー ザーのアカウントの停止や凍結を行うことが 必要だと思います。他にも、広告業界が人権 尊重の視点を積極的に取り入れ始めています。 これまでネット広告では、広告主の企業経営 理念に反するようなサイトや動画に広告が表 示されることがありました。「差別を助長・ 誘発するサイトを広告が経済的に支えている」 という抗議や指摘が相次ぎ、見直しが進んで います。

「情報発信やネットワ ーク」では、差別的

※5 「ヘイト」…憎悪

※6 「カウンター」…対抗

な投稿や記事に反論する「カウ ンター投稿※6」や通報も多くの 人に関わってほしいと思います。



アクティブな活動ができなくても、正しい知 識や情報を伝えるサイトや投稿に「いいね」 をしたり、シェアやリツイートで拡散したり することで応援することもできます。

「教育・啓発」としては、一人ひとりが情 報の発信・収集にあたり、個人の責任を十分 に理解し、情報モラルを身につけ、情報を主 体的に読み解き活用する力「メディアリテラ シー」を養うことが大切です。正しい認識を もとに、差別をしない、差別に加担しない、 そして、差別の解決に取り組める人づくりを 意識した教育・啓発をめざしています。

同時に、マジョリティ(社会的多数派)が 自分自身の属性(性自認、国籍やルーツ、心 身の状態など) に基づいた優位性への自覚を もち、マイノリティ(社会的少数派)への差 別を支えない生き方を確立し、マジョリティ の責任として差別問題の解決をしていくこと が大切だと考えています。







マジョリティのさらなる力添えを めざして

こうしたネットに現れる人権問題は、啓発 や教育を取り巻く課題が生み出した産物であ り、現実社会から生起している問題だと思っ ています。

この問題解決のためには、規制をかけるだ けではなく、どうすれば差別的 な投稿がなくなっていくのか、 積極的に差別をなくしていく主



体者の教育や育成をどうする のかなどに力を入れていくこ とも必要です。

マイノリティに人権問題の解決を押しつけるのではなく、差別をしたり、差別を支えたり、結果的に差別を容認したりしている側、つまりマジョリティの力添えを得ることがとても大切です。

そこで、日本社会において、マジョリティ とマイノリティの2つの視点から人権教育・ 啓発の在り方を考えていきます。

これまでの人権教育では、マイノリティの 集団が、どんな差別を受けたり、どんなこと に生きづらさや不安を感じたりしているのか というマイノリティ側の被差別体験などを取 り上げて、それをマジョリティが理解する取 り組みを一つの重要な柱としていました。

これは、これからの人権教育でも大切にすべきですが、そもそも、被差別当事者であるマイノリティの人たちが、差別を受けたり、疎外感をもたされたり、偏見の目で見られたりするという経験をしているということは、マジョリティはそのような経験をしなくていいという体験をしているということです。

マイノリティが被る被差別体験というのは、マジョリティの加差別体験であるということ

を、しっかりと自覚をして認識をしていくと いうことが非常に重要だと思います。

部落問題では、マイノリティは被差別部落 出身を理由に、交際や結婚を反対されること があるという経験をしている一方、マジョリ ティは、部落出身ではないということを理由 に、交際や結婚を反対されることがない、交 際や結婚時に部落出身ではないことを意識さ せられることがない、そもそもカミングアウ トをする必要がないということです。

そして、差別はいけないという認識だけではなくて、何か自分でできる行動を起こし続けていかないと、この社会の構造上、様々な差別に加担していく側になってしまうことへの自覚がとても大切です。

だからこそ、まずは差別を受けない等の自分の優位性を自覚し、マジョリティは、マイノリティがどんな場面で生きづらさを感じたり、差別を受けたりしているのかということを能動的に知ろうとすることが必要だと思っています。

「差別を許さない」という思いをもつ人は たくさんいます。私たち一人ひとりが差別を 許さない生き方とは何かを考え、反差別の人 権ネットワークを広げていきましょう。

(11月18日 福岡県立社会教育総合センターにて)



【松村 元樹(まつむら もとき) さん プロフィール】 (公財) 反差別・人権研究所みえ 常務理事兼事務 局長としてネットによる人権侵害の他、いじめ問題 についても全国各地で講演中。

(公財) 反差別・人権研究所みえでは、「インターネットと人権」と題したパンフレット(A4判 I0頁/右画像参照)を発行しています。ネット上の人権侵害の現状や問題解決に向けて、大切にしたいことなどをまとめた内容になっています。





ご存じですか?

法務省は、平成30年12月27日付けで、全国の法務局に向けて「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」という依命通知文書を出しました。この中で、「〇〇地区は同和地区であった(ある)。」などと指摘する識別情報の摘示は、原則として削除要請等の措置の対象とすべきであると記されています。また、同和地区に関する識別情報の摘示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものだということも示されています。

福岡県KARA

【参考】インターネット上の偏見や差別によって人権を侵害されたら ~相談窓口の紹介~

【法務局・地方法務局・支局】

みんなの人権110番 20570-003-110

様々な人権問題についての相談を受けています。人権が侵害された疑いのある事案については、救済手続を開始する場合があります。

【法務局・地方法務局】

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

女性をめぐる様々な人権問題についての 相談を受けています。性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について、 削除依頼方法の助言等を行っています。

【法務局・地方法務局】

子どもの人権 II0番 20120-007-110

子どもの人権についての専用電話です。 子どもの発する信号をいち早くキャッチ し、その解決に導くための相談を受けてい ます。

【法務省人権擁護機関】

インターネット人権相談

パソコン、スマートフォン、携帯電話から利用でき ます。右のQRコードを読 み込んでください。



【福岡県弁護士会】

ふくおか人権ホットライン ☎092-724-2644

同和問題をはじめとするさまざまな人権 問題で悩んでいる方に、法律的な観点で助 言を行います。

(毎月第4金曜日 15時~18時)

【認定NPO法人】

チャイルドライン **20120-99-7777**

18歳までの子どものための相談先です。「受け手」と呼ばれるボランティアの方々が話を聴きます。





やすし先生のおすすめ 人権教育DVD

県内の大学で人権教育の講義を担当されているやすし 先生が、講義で実際に使用したDVDを、おすすめポイ ントと受講生の感想とともに紹介します。

『部落差別解消推進法』がめざすものJD3084 「ともに生きる私たちの未来

平成28年に施行された部落差別解消推進法について、内容、制定された背景、目 的についてそれぞれ解説されています。制定された背景については、いまだに部落 差別が現存すること、ネット社会の中で深刻な人権侵害が行われていること等、社 会の変化にともなう人権課題の現状について具体的な事例が示されています。また、 そのことと対比させて、若者たちが地域の中で、部落差別の存在する社会に向き合 いながら「ともに生きる社会」を模索する取り組みが紹介されます。

DVD全体を通して、現在の社会状況や部落差別の現実と、若者たちの姿を併せ て考えることで、部落差別解消推進法の目的について一人ひとりに考えさせ、問い かける構成になっています。【38分】





やすし先生

「さらし差別」という言葉が胸に残 りました。生まれた土地を公にさらさ れることで、人権侵害を受ける方々が いること自体がおかしいと思いました。 そういった差別がある中で若い人たち が活動していることはすごいことだと 感じます。私自身もこの問題 を考えていきたいと思います。

受講生

1975 年の部落地名総鑑事件以来、40 年余りの 時を経て、ネットで販売されるようになってしまっ た。そのことも含め、ネット上の「さらし差別」は 大きな問題だと思う。一方で、学校での教育や親か らの教えで、きちんとした知識をもった人もいて、 結婚差別の問題に直面した人が、そのことで救われ た事例もある。差別は差別する側が理由をつけてい るだけだ。差別をするのは人であるが、なくすのも 人であるという考えが、今の社会に必要だと思う。



受講生

平成30年度購入DVDの紹介 •

「あした咲く」D3082

この作品は、生き方が異なる姉妹(独身会社員、専業主婦)が、それぞれの立場 ゆえの悩みや葛藤を抱えながら、姉妹での対立、父との会話、地域の人々のふれあ いを通して、別の視点や価値観に気づいていく作品となっています。

また、すべての人が「自分の花」を生き生きと咲かせることができる多様性尊重 社会の実現に向けた啓発ドラマでもあり、行政や地域の研修会でも活用できる作品 となっています。【36分】

たのけを



まを№本直側▼の心ま大し隠にた生▼生先けまこ葉頻同業の 人はのし切たれ う しテ9年し 声徒や徒生ま のに繁世を教あ 中たに でががのはしん |は度ての権 つに代実材 て人 立て反無ただ葉い使の施開ち、応理。ろをてわ子し発 姿のなを のみ 先いを てわ子 ま勢 自 大ぜ正生な生る差 でした。 一点 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でいた。 切 れどたの校 お 後 と ちりの席 よ表自授そ ち表が う改を る 席まさ続と使が別ちのに と気 ¬う現分 の たを答 答 持心緊にしせ 伝か く投 ¬的の話検権 て つ て ち続ええちの張いたのけをまが中した。 てなぜ るぜ言で 問え 証 教



『KARA FULL』は福岡県教育委員会のホームページにも掲載しています。

KARA FULL 福岡で検索